

岩手県告示第529号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成28年6月7日から同年7月7日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。

平成28年6月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 有限会社長谷川重機 岩手県北上市二子町才の羽々116番地

(2) 代表者の氏名 長谷川 千津

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 岩手県北上市湯沢3地割3番1、3番7、3番8、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番1、11番2、12番、13番、14番、15番、16番2、18番1、19番、20番、22番15、22番96、22番99、22番103、22番112、22番116、22番117、22番118、22番122、22番123、24番、25番1、86番及び87番

3 産業廃棄物処理施設の種類 安定型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

5 申請年月日 平成27年12月22日